

○犯罪被害者等支援条例

令和7年3月21日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等を支援していくための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者及び市内に滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネットを通じて拡散されるものを含む誹謗中傷又は風評、報道機関による過剰な取材その他これらに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の棄損、私生活の平穩の侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間団体をいう。

(7) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援に関わる公的組織、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人格を尊重し、かつ、生活の平穏を害することのないよう行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等を支援するための施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の重要性についての理解を深め、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、支援窓口において、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供及び市営住宅のあっせんその他の必要な施策を講ずるものとする。

(見舞金の支給)

第9条 市は、犯罪被害者等に見舞金を支給することができる。

(個人情報の適切な管理)

第10条 市及び関係機関等は、犯罪被害者等における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(広報及び啓発)

第11条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について、市民等の理解を深めるよう広報及び啓発に努めるものとする。

(支援の制限)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる事由があるときは、当該事由がある犯罪被害者等に対して支援の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。